



# 和歌山市公報

令和5年（2023年）11月15日  
第1763号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 告 示 】

番号		ページ
424	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 2
425	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 2
426	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 3
427	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 3
428	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 4
429	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 4
430	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 5
431	公示送達（令和5年度市民税県民税納税通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(市民税課) 5
432	公示送達（令和2年度から令和5年度まで固定資産税・都市計画税納税通知書）	(資産税課) 6
433	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課) 6
434	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課) 6
435	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・	(指導監査課) 6
436	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービス に係る指定・・	(指導監査課) 7
437	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・・・・・	(指導監査課) 7
438	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課) 7
439	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 8
440	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 8

### 【 公 告 】

○	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課) 8
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	(地籍調査課) 10
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 10
○	岡崎地区地区計画原案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 10
○	紀伊地区（2）地区計画の原案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 11
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	(地籍調査課) 11
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	(地籍調査課) 12
○	市有財産売却公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(管財課) 12
○	和歌山大学駅前駅周辺土地区画整理事業の換地計画の縦覧・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 14

### 【 選挙管理委員会告示 】

66	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局) 15
----	--	-----------------

【 人事委員会公告 】

- 令和5年度第3回和歌山市職員採用試験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局） 15

【 教育委員会規則 】

- 4 和歌山市立学校給食共同調理場規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（教育政策課） 25

【 教育委員会告示 】

- 20 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 25

【 農業委員会公告 】

- 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 26
- 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 26

【 企業局告示 】

- 35 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・（企業総務課） 26
- 36 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・（企業総務課） 27

【 告 示 】

和歌山市告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月2日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3030123396	ケアセンターまんぼう	和歌山市加納145番地3	計画相談支援	特定なし	株式会社南斗	和歌山県和歌山市加納145番地3	令和5年11月1日	令和11年10月31日

(令和5年11月2日揭示済)

和歌山市告示第425号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月2日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3070101278	ケアセンターまんぼう	和歌山市加納145番地3	障害児相談支援	特定なし	株式会社南斗	和歌山県和歌山市加納145番地3	令和5年11月1日	令和11年10月31日

(令和5年11月2日揭示済)

## 和歌山市告示第426号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月2日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050 1012 72	アップル ツリー	和歌山市六十谷104 1-1 グランメール 六十谷II 2階西	児童発達支 援、放課後等 デイサービス	株式会社 アップル ツリー	和歌山市園 部596- 179	令和5 年11 月1日	令和11 年10月 31日

（令和5年11月2日掲示済）

## 和歌山市告示第427号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年11月8日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月17日、同月20日及び同月28日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月18日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年10月16日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年11月8日揭示済)

**和歌山市告示第428号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年11月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、黒田公園及び太田第二公園	令和5年10月17日、同月18日、同月19日、同月23日、同月27日及び同月31日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年11月8日揭示済)

**和歌山市告示第429号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年11月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年11月10日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年7月22日及び同月28日	令和5年8月9日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年7月18日	令和5年8月9日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和5年7月25日、同月26日、同月28日及び同月31日	令和5年8月9日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年11月8日揭示済)

### 和歌山市告示第430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月10日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124307	生活介護事業所さくらII	和歌山市船所191-1	生活介護	特定なし	有限会社和歌山サンクリーン	和歌山市市小路30-1	令和5年10月1日	令和11年9月30日

(令和5年11月10日揭示済)

### 和歌山市告示第431号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年11月13日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和5年度 市民税県民税納税通知書

(別紙省略)

(令和5年11月13日揭示済)

## 和歌山市告示第432号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年11月13日

和歌山市長 尾花正啓

- 送達書類の名称 令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書  
令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書  
令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書  
令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 納期限 令和2年度、令和3年度、令和4年度の第1期分、第2期分、第3期分、第4期分及び令和5年度の第1期分、第2期分の納期限は、令和5年11月30日とする。

（別紙省略）

（令和5年11月13日揭示済）

## 和歌山市告示第433号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び同法第85条の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 10824	合同会社さくら	さくらケアプランセンター 和歌山市舟津町4丁目14-1 ニュー ーハイツ舟津501号	居宅介護 支援	令和5年1 0月31日
30701 11277	特定非営利活動法人コ ミュニティネット	ケアセクション和歌山デイサービス 和歌山市鳴神803-1	通所介護	令和5年1 0月31日
30701 12929	合同会社Synerg y	ジール 和歌山市園部1611番地5	居宅介護 支援	令和5年1 0月31日

（令和5年11月15日揭示済）

## 和歌山市告示第434号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30901 01449	有限会社メタモルフォーゼ 和歌山市本渡870番地 谷口豊誠 和歌山市本渡870番地	アトム第2デイサービス 和歌山市北出島1丁 目4-58	地域密着型 通所介護	令和5年1 0月10日

（令和5年11月15日揭示済）

## 和歌山市告示第435号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を

廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30901 01449	有限会社メタモルフ オーゼ	アトム第2デイサービス 和歌山市北出島1丁目4-58	予防給付型通 所サービス	令和5年1 0月10日
30701 11277	特定非営利活動法人 コミュニティネット	ケアセクション和歌山デイサービス 和歌山市鳴神803-1	予防給付型通 所サービス	令和5年1 0月31日

（令和5年11月15日揭示済）

#### 和歌山市告示第436号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91420	有限会社きらく	訪問看護ステーションCOCO -CARE 和歌山市狐島691-18	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 11月1 日
30601 91438	株式会社あすなろ	訪問看護あすなろ 和歌山市鶴町35番地 石見マ ンション406号室	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 11月1 日

（令和5年11月15日揭示済）

#### 和歌山市告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定に係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01787	株式会社春風会 和歌山市和歌浦中1丁目1番地15号 三木拓哉 和歌山市和歌浦東4丁目2番地6号 プラージュ 和歌浦201号	さくら庵 和歌山市布引 865番地1 9	地域密着 型通所介 護	令和5 年11 月1日

（令和5年11月15日揭示済）

#### 和歌山市告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事	事業者又は開設者	事業所の名称及び所在地	サービスの種	指定年月日
-------	----------	-------------	--------	-------

業者番号	の名称又は氏名		類	
309010 1787	株式会社春風会	さくら庵 和歌山市布引865番地19	予防給付型通 所サービス	令和5年11月1 日

(令和5年11月15日揭示済)

**和歌山市告示第439号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションHARE	和歌山市善明寺415番地	訪問看護	令和5年11月1 日

(令和5年11月15日揭示済)

**和歌山市告示第440号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関	担当する医療の種類	(主として担当する医師) 変更前	(主として担当する医師) 変更後	変更年月日
誠佑記念病院 (和歌山市西田井391番地)	心臓	西岡武彦	上野悟史	令和5年1 0月1日

(令和5年11月15日揭示済)

**【 公 告 】**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年11月7日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

## 1 対象者

和歌山市に居住する生後6月以上の者

## 2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

## 3 使用するワクチン

## (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。



コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。）	生後6月以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

## (2) 令和5年秋開始接種

令和5年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。）	6歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン	生後6月以上5歳未満の者

クチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。）

（令和5年11月7日揭示済）

和歌山市中之島・北新元金屋丁・西仲間町二丁目・東仲間町二丁目の各一部・北新一丁目・北新二丁目・北新七軒丁・北新博労町の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年11月7日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和5年11月7日から同年11月27日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 紀和駅前公園管理棟及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、紀和駅前公園管理棟においては令和5年11月7日から同月5日までの間（同月12日を除く）9時30分から16時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては同月16日から同月27日までの間（同月18日、同月19日、同月23日、同月25日及び同月26日を除く。）9時から17時までとする。

（令和5年11月7日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年11月7日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市粟字寺ノ前107番	和歌山市黒田1丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男
和歌山市園部字窪里1035番、1038番、1039番1、1040番1、字野徳1123番の一部、1127番3、里道	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田 茂

（令和5年11月7日揭示済）

和歌山市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに和歌山市に意見書を提出することができる。

令和5年11月7日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画地区計画（岡崎地区地区計画）
- 2 地区計画を定める土地の位置及び区域  
和歌山市森小手穂及び吉礼の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

## 4 縦覧期間

令和5年11月8日（水）から同月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## 5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 意見提出期間

令和5年11月8日（水）から同月29日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（令和5年11月7日揭示済）

和歌山市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに和歌山市に意見書を提出することができる。

令和5年11月7日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画地区計画（紀伊地区（2）地区計画）

## 2 地区計画を定める土地の位置及び区域

和歌山市田屋及び府中の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

## 4 縦覧期間

令和5年11月8日（水）から同月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## 5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 意見提出期間

令和5年11月8日（水）から同月29日（水）まで（土曜日、日曜日、及び日を除く。）

（令和5年11月7日揭示済）

和歌山市西浜の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年11月10日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案

## 2 閲覧期間 令和5年11月10日から同月30日まで（20日間）

## 3 閲覧場所 松下体育館（和歌山市西浜1037番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）

## 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

## 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

## 6 閲覧は、松下体育館会議室においては令和5年11月10日から同月17日までの間（同月11日を除く。）、9時30分から16時までで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては令和5年11月20日から同月30日までの間（同月23日、同月25日及び同月26日を除く。）、9時から17時までで行うこととする。

(令和5年11月10日揭示済)

和歌山市西浜、雑賀崎の各一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年11月10日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和5年11月10日から同月30日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 松下体育館 会議室（和歌山市西浜1037番地）及び和歌山市役所 地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、松下体育館 会議室においては令和5年11月10日から同月17日までの間（同月11日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同月20日から同月30日までの間（同月23日、同月25日及び同月26日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

(令和5年11月10日揭示済)

市有財産（土地及び建物付土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年11月14日

和歌山市長 尾花正啓

#### 1 一般競争入札により売却する物件

物件番号	所在 地番	地目及 び構造	実測地積	最低入札予定 価格(円)
1	和歌山市和歌浦西二丁目1285番1	宅地	179.90	5,510,000
	和歌山市和歌浦西二丁目1286番1	宅地	311.92	
2	和歌山市東田中字東国170番1	宅地	116.65	2,490,000
	和歌山市東田中字東国173番1	宅地	107.37	
3	和歌山市松江東四丁目1165番79	宅地	193.50	6,190,000
4	和歌山市今福二丁目7番14	宅地	148.35	9,200,000
5	和歌山市今福二丁目7番23	宅地	144.01	9,520,000
6	和歌山市府中字鳥居山324番46	宅地	78.49	4,050,000
	和歌山市府中字鳥居山324番47	宅地	92.54	

以下の6件の土地を個別に入札し、それぞれ売却する。

#### 2 一般競争入札の参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書 2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

### 3 一般競争入札参加案内を配布する場所及び期間

(1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

(2) 期間 令和5年11月14日（火）から同年12月13日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### 4 一般競争入札の参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和5年11月14日（火）から同年12月13日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに、所定の申込書により、和歌山市財政局財政部管財課で申込みをしなければならない。

### 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

(2) 期間 令和5年11月14日（火）から同年12月13日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### 6 現場説明の日時及び場所

1に示した、その所在する現地で、次のとおり現場説明を行う。

物件番号	日時	場所
1	令和6年1月16日（火）午後 2時00分	和歌山市和歌浦西二丁目1285番1
2	令和6年1月16日（火）午前 9時30分	和歌山市東田中字東国170番1
3	令和6年1月16日（火）午前 11時00分	和歌山市松江東四丁目1165番79
4	令和6年1月16日（火）午後 1時15分	和歌山市今福二丁目7番14
5	令和6年1月16日（火）午後 1時30分	和歌山市今福二丁目7番23
6	令和6年1月16日（火）午前 10時15分	和歌山市府中宇鳥居山324番46

### 7 入札及び開札の日時及び場所

1に示した物件について、次のとおり入札及び開札を行う。

物件番号	日時	場所
1	令和6年2月7日（水）午前10時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
2	令和6年2月7日（水）午前10時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
3	令和6年2月7日（水）午前10時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
4	令和6年2月7日（水）午前10時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
5	令和6年2月7日（水）午前11時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
6	令和6年2月7日（水）午前11時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室

### 8 入札の方法

(1) 入札書は、本人又は代理人が出頭して、所定の入札書に入札保証金を納付した旨を証する書類を添えて、封書に入れて提出すること。

(2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

(3) 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入し、押印して、最低入札予定価格以上で希望する買受金額を記入すること。

(4) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札の参加資格のない者及び競争入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

### 10 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を、納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金で令和6年1月30日（火）から同年2月1日（木）までの午前9時から午後3時までに入札場所において納付しなければならない。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付する。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金の納付後還付する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属する。

#### 1.1 契約及び契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、令和6年2月14日（水）までに契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

#### 1.2 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

#### 1.3 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最高の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代わって当該入札業務に関係のない本市の職員にくじを引かせ、落札者を決める。
- (3) 開札の結果、最高入札価格が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

#### 1.4 その他

- (1) 入札に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 435-1032（直通）

- (2) 物件及び契約に関する事務を担当する部局

物件番号1 和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 435-1032（直通）

物件番号2 和歌山市都市建設局建設総務部用地課

電話 435-1086（直通）

物件番号3 和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課区画整理班

電話 435-1082（直通）

物件番号4・5・6 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第1課用地対策班

電話 435-1098（直通）

- (3) 契約書作成の要否

必要である。

- (4) 議会の議決

不要である。

（令和5年11月14日揭示済）

---

和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業の換地計画を定めるに当たり、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第2項の規定により、当該換地計画を2週間公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の2において準用する同令第3条の規定により、次の通り公告する。

令和5年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 施行者 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合
- 2 縦覧期間 令和5年11月15日から令和5年11月28日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県和歌山市中573番5  
和歌山大学前（ふじと台）駅エスタシオン東棟1階103号室
- 4 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

（令和5年11月15日揭示済）

## 【 選挙管理委員会告示 】

### 和歌山市選挙管理委員会告示第66号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年11月10日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年11月16日（木）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件  
(1) 選挙人名簿から抹消するについて  
(2) 在外選挙人名簿から抹消するについて

（令和5年11月10日揭示済）

## 【 人事委員会公告 】

令和5年度第3回和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和5年11月14日

和歌山市人事委員会委員長 田中 祥博

令和5年度第3回和歌山市職員採用試験

- 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容  
令和6年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	職務内容
行政職Ⅰ種	情報職	1人	市長事務部局等で、情報システムの導入・管理運営業務、その他一般行政事務に従事する。
	化学職	1人	市長事務部局等で、主に環境衛生に関する試験研究、検査、調査、指導等の専門行政事務に従事する。
	建築職	1人	市長事務部局等で、主に市有建築物の設計、監督業務、建築指導等の専門行政事務に従事する。
	土木職	4人	市長事務部局等で、主に道路、河川、都市計画等の事業の調査、設計、監督業務等の専門行政事務に従事する。
	電気職	1人	市長事務部局等で、主に電気設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。
	機械職	1人	市長事務部局等で、主に機械設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。

資格免許職 I 種	獣医師	1人	市長事務部局等で、動物保健、食品衛生検査等の専門行政事務に従事する。
	臨床心理士	1人	市長事務部局等で、主にこころの相談等の専門行政事務に従事する。

## 2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件を満たす方。

## (1)

試験区分		受験資格
行政職 I 種	情報職	<p>次の①及び②を満たす方</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>（ア）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。以下同じ。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>（イ）外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p> <p>② 独立行政法人情報処理推進機構が実施する（平成16年1月以前に財団法人日本情報処理開発協会が実施したものを含む。）、次の（ア）から（ツ）までのいずれかの試験に平成13年以降、受験申込時点で合格している者</p> <p>（ア）基本情報技術者試験</p> <p>（イ）応用情報技術者試験</p> <p>（ウ）ITストラテジスト試験</p> <p>（エ）システムアーキテクト試験</p> <p>（オ）プロジェクトマネージャ試験</p> <p>（カ）ネットワークスペシャリスト試験</p> <p>（キ）データベーススペシャリスト試験</p> <p>（ク）エンベデッドシステムスペシャリスト試験</p> <p>（ケ）ITサービスマネージャ試験</p> <p>（コ）システム監査技術者試験</p> <p>（サ）情報処理安全確保支援士試験</p> <p>（シ）情報セキュリティスペシャリスト試験</p> <p>（ス）システムアナリスト試験</p> <p>（セ）アプリケーションエンジニア試験</p> <p>（ソ）ソフトウェア開発技術者試験</p> <p>（タ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理、エンベデッドシステム、情報セキュリティのいずれかとする。）試験</p> <p>（チ）情報セキュリティアドミニストレータ試験</p> <p>（ツ）上級システムアドミニストレータ試験</p>
	化学職	<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者</p>



		<p>(学歴不問)</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 化学に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 技術士（環境部門又は化学部門） (イ) 技術士補（環境部門又は化学部門） (ウ) 環境計量士（濃度関係）</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、化学（化学関係の実験・検査等）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和5年10月31日現在）</p>
<p>建築職</p>		<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 建築に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 一級建築士 (イ) 二級建築士 (ウ) 1級建築施工管理技士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、建築（建築工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和5年10月31日現在）</p>
<p>土木職</p>		<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 土木に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した者又は令和</p>

		<p>6年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 技術士（建設部門又は上下水道部門）</p> <p>(イ) 技術士補（建設部門又は上下水道部門） (ウ) 1級土木施工管理技士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、土木（土木工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和5年10月31日現在）</p>
電気職		<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 電気に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の(ア)から(ク)までのいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 第一種電気主任技術者 (イ) 第二種電気主任技術者</p> <p>(ウ) 第三種電気主任技術者 (エ) エネルギー管理士</p> <p>(オ) 1級電気工事施工管理技士 (カ) 建築設備士</p> <p>(キ) 技術士（電気電子部門） (ク) 技術士補（電気電子部門）</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、電気（電気設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和5年10月31日現在）</p>
機械職		<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 機械に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した者又は令和6年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 技術士（機械部門） (イ) 技術士補（機械部門） (ウ) 建築設備士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、機械（機械設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和</p>

		5年10月31日現在)
資格免許職 I種	獣医師	次の①及び②を満たす者 ① 昭和63年4月2日以降に生まれた者（学歴不問） ② 獣医師免許を有する者又は令和6年3月31日までに行われる獣医師国家試験により免許取得見込みの者
	臨床心理士	次の①及び②を満たす者 ① 昭和63年4月2日以降に生まれた者（学歴不問） ② 次のいずれかに該当する者 ア 臨床心理士資格を有する者又は令和6年3月31日までに行われる臨床心理士資格試験により資格取得見込みの者 イ 公認心理師の資格を有する者又は令和6年3月31日までに行われる公認心理師国家試験により資格取得見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注意事項

1 「職務経験の期間」についての注意事項は次のとおりである。

(1) 職務経験には、6か月以上継続した、常勤の正規社員（職員）として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員（職員）と同じ勤務形態で就業していた期間（パートタイム、アルバイト、非常勤として雇用されていた期間は除く。）のみが該当する。

(2) 職務経験が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限る。

(3) 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

2 職務経験には、次に例示するものが該当し、管理・計画業務と関わりのない現場業務等は除く。

試験区分	職務経験（例）
化学職	○環境衛生に関する試験研究、検査、調査
建築職	○建築一式工事（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による建築物に係るものに限る。）の設計又は施工管理 ○市街地開発事業その他の都市計画に関する建築に係る計画業務 ○建築物の確認又は検査
土木職	○道路・水道・下水道の新設・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の新設・改修工事についての設計又は施工管理 ○道路・水道・下水道・河川等の工事に関する監理技術者や現場代理人等としての施工管 ○道路・水道・下水道等の計画、市街地再開発事業等の都市計画に関する土木に係る業務
電気職	○施設等（戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。）の電気設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の電気設備の制御又は維持管理

機械職	○施設等（戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。）の機械設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の機械設備の制御又は維持管理
-----	--

注意事項 職務経験年数による受験の場合、最終合格発表後、職務経験の確認のため証明書等の提出が必要である。なお、必要な職務経験が確認できなかった場合は、採用されない。

3 試験の方法等

(1) 試験種目及び配点一覧

試験区分	第1次試験種目（配点）	第2次試験種目（配点）
全区分	基礎能力検査（100）	第1次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査

注意事項

- 第2次試験では第1次試験結果を50点満点に換算し、第1次試験及び第2次試験の総合得点（200点満点）による順位で最終合格者を決定する。
- 適性検査は、第2次試験種目だが、第1次試験日に全受験者に実施する。適性検査は、口述試験の参考資料として使用する。

(2) 試験内容等

試験種目	試験内容等
基礎能力検査（SCOA-A）	45分のテストセンター方式、大学卒業程度の内容 出題分野は、言語（文章読解能力）、数理（数的能力）、論理（論理的思考能力）
口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接
適性検査	性格等に関する適性検査

注意事項 テストセンター方式とは、試験受験期間内に全国の試験会場の中から受験者が希望する会場・日時を予約し、パソコン画面で出題・実施される試験を受験するもの。文字の大きさがパソコン画面表示上10ポイント程度による出題に対応する必要あり。

4 試験日等

試験日時		試験会場	実施試験種目
第1次試験	令和6年1月4日（木）～14日（日）の間で受験者が選択する日時	47都道府県に360か所以上設置されたテストセンター会場のうちから受験者が選択する会場	基礎能力検査 適性検査
第2次試験	令和6年2月上旬～中旬のうちの1日	和歌山市役所（和歌山市七番丁23番地）又は周辺会場	口述試験

注意事項

- 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 第1次試験の会場については、次のURL（<https://cbt-s.com/testcenter/>）を参照すること。
- 第1次試験日に実施する適性検査は第2次試験の種目のものである。
- 試験会場、日時などの具体的な事項は、第2次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

5 合格発表等

(1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定する。なお、基礎能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

(2) 合格発表予定日等は次のとおりである。

試験	合格発表時期	方法

第1次試験	令和6年1月下旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験	令和6年2月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

(4) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、可否に関する電話での問い合わせには応じない。

## 6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は、概ね2人とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。
  - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
  - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
  - ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

## 7 試験結果の情報提供

- (1) この採用試験の結果については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができる。

	提供を求められることができる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

- (2) 情報提供を受けようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、郵便等による提供はできない。

## 8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載される。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (3) 最終合格後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていて

も、採用されない。

## 9 受験申込み

### (1) 申込みの制限

ア インターネット（電子申請）又は郵送による申込みとする。

イ 申込みできる試験区分は1つに限り、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。

### (2) 受験案内及び申込書の配布


令和5年11月17日（金）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

### (3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
ダウンロードで入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/</a>
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号などのA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

### (4) 受験申込方法

ア インターネットによる申込み（電子申請）

申込方法	下記URL又はQRコードから申し込んでください。 <a href="https://logoform.jp/f/VFEKc">https://logoform.jp/f/VFEKc</a>	
申込期間	令和5年11月17日（金）から同年12月13日（水）まで	
入力事項	<p>※共通入力事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験区分</li> <li>・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、生年月日</li> <li>・メールアドレス</li> <li>・顔写真（jpgファイル） （証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備し、スマートフォン等で撮影したものを使用する場合は、縦4：横3サイズで背景は無地とすること。）</li> <li>・最終学歴</li> </ul> <p>※事前に内容を準備して入力画面に進んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※行政職Ⅰ種（情報職）の試験区分を受験申込みする者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格名称と取得時期、受験資格に定められた試験に合格していることを証明する写真等（jpg又はpdfファイル）</li> </ul> </li> <li>※行政職Ⅰ種（化学職・建築職・土木職・電気職・機械職）の試験区分を受験申込みする者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2受験資格（1）②アに該当する者は、専門課程に係る学校名等</li> <li>・2受験資格（1）②イに該当する者は、資格名称と取得時期、資格を有することを証明する写真等（jpg又はpdfファイル）</li> <li>・2受験資格（1）②ウに該当する者は、職歴</li> </ul> </li> <li>※資格免許職Ⅰ種（獣医師・臨床心理士）の試験区分を受験申込みする者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格名称と取得時期、取得済みの場合は、資格を有することを証明する写真等（jpg又はpdfファイル）</li> </ul> </li> <li>※2受験資格（1）試験区分別受験資格のいわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者</li> </ul>	

	の特例に該当する者 ・行政職Ⅰ種の試験区分を受験申込みする者で、2受験資格（1）試験区分別受験資格のいわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例に該当する者は、受験資格を確認するための書類を提出させる場合があるので、あらかじめ和歌山市人事委員会事務局へ問合せすること。
受験票の発行	受験票については、後日電子メールで連絡するので、各自ダウンロード・印刷し、第1次試験当日に持参すること。なお、令和5年12月20日（水）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡すること。

## 注意事項

- 1 申込みには、メールアドレスが必要になる。すでにメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はない。
- 2 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付ける。
- 3 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信される。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていないので、注意すること。
- 4 「city.wakayama.lg.jp」「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」「cibt-s.com」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにすること。
- 5 システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もあるので注意すること。
- 6 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

## イ 郵送による申込み

提出書類	<p>① 申込書（1枚目及び2枚目を重ね、左上1か所をホチキス留めしたもの。）</p> <p>② 受験資格確認シート（附表）</p> <p>（注1）行政職Ⅰ種（化学職・建築職・土木職・電気職・機械職）の試験区分を受験申込みする者</p> <p>（注2）2受験資格（1）②イに該当する者は、資格を有することを証明するものの写し（A4サイズにコピーしたもの）1通を添付すること。</p> <p>③ 返信用封筒（受験票送付用）</p> <p>（注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。</p> <p>④ 添付書類</p> <p>（1）行政職Ⅰ種の試験区分を受験申込みする者で、2受験資格（1）試験区分別受験資格のいわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例に該当する者は、受験資格を確認するための書類を提出させる場合があるので、あらかじめ和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせすること。</p> <p>（2）行政職Ⅰ種（情報職）の試験区分を受験申込みする者は、受験資格に定められたいずれかの試験に合格していることを証明するものの写し（A4サイズにコピーしたもの）1通を添付すること。</p> <p>（3）資格免許職Ⅰ種（獣医師・臨床心理士）の試験区分を受験申込みする者で、既に資格等を有している場合は、資格を有することを証明するものの写し（A4サイズにコピーしたもの）1通を添付すること。</p>
申込期間等	令和5年11月17日（金）から同年12月13日（水）まで 令和5年12月13日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。
提出先	送付先：郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続きをすること。

受験票の発行	令和5年12月1日（金）以降に順次発送する。なお、受験票が令和5年12月20日（水）を過ぎても届かないときは、至急和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。
--------	---

## (5) その他

- ア この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。
- イ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。
- ウ 試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

## 10 第1次試験予約方法

- (1) 申込受付期間の締切後、受験申込書に記載されたメールアドレスへ当人事委員会事務局（jinji-city.wakayama.lg.jp）及び委託業者（renraku@cbt-s.com）から受験の案内メールを送信する。
- (2) 案内メールに記載されたURLから予約サイトにログインし、第1次試験の試験会場、受験日時の選択等を行い、予約を完了すること。予約サイトにログインするためのログインIDとパスワードについても、案内メールに記載し送信する。なお、ログインIDとパスワードの再発行は行わない。

## 注意事項

- 1 従来型携帯電話では、予約できない。
- 2 一度行った受験予約は、受験日の前日の午後2時まで変更することができるが、それ以降の変更はできない。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできない。
- 3 プロバイダによっては、メールが迷惑メールフォルダに分類される等により届かない場合がある。その場合は、該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせること。使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。
- (3) 受験予約完了後、委託業者（help@cbt-s.com）から受験予約完了のメールが配信されるので、予約内容を確認すること。受験予約や試験の実施について不明な点がある場合は委託業者へ問い合わせること。

## 11 第1次試験合格者の提出書類等

- (1) 第1次試験に合格した者には、履歴書を提出させる。履歴書の提出期限は令和6年1月31日（水）午後1時までを予定。実際の提出期限については、送付する合格通知で確認すること。
- (2) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

## 12 給与等

- (1) 令和5年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

試験区分	初任給
行政職I種	約196,300円
資格免許職I種（獣医師）	約209,600円
資格免許職I種（臨床心理士）	約202,700円

- (2) 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算（5年分を上限とする。）される。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮される。
- (3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。
- (4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に参加することになる。

## 13 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する。」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
  - ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
  - イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
  - ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務



(2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

(令和5年11月14日揭示済)

## 【 教育委員会規則 】

和歌山市立学校給食共同調理場規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月9日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

### 和歌山市教育委員会規則第4号

和歌山市立学校給食共同調理場規則の一部を改正する規則

和歌山市立学校給食共同調理場規則（昭和44年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（事務所）

第5条 和歌山市立学校給食共同調理場の事務所の位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市立学校給食第一共同調理場	和歌山市弘西1131番地の1
和歌山市立学校給食第二共同調理場	和歌山市桑山128番地

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 この規則の公布の日から令和5年7月31日までのこの規則による改正後の和歌山市立学校給食共同調理場規則第5条の規定の適用については、同条中「和歌山市桑山128番地」とあるのは、「和歌山市栄谷184番地1」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年11月9日揭示済)

## 【 教育委員会告示 】

### 和歌山市教育委員会告示第20号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年11月6日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和5年11月8日（水） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 和歌山市立学校給食共同調理場規則の一部改正について
  - (2) 令和5年12月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
  - (3) 令和5年度和歌山市川端龍子賞等の選考委員について
  - (4) その他

(令和5年11月6日揭示済)

## 【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年11月7日

和歌山市農業委員会

会長 谷 河 績

## 1 開催日時

令和5年11月10日 13時00分

## 2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

## 3 審議案件

- (1) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について

(令和5年11月7日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年11月10日

和歌山市農業委員会

会長 谷 河 績

(令和5年11月10日揭示済)

## 【 企 業 局 告 示 】

## 和歌山市企業局告示第35号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和5年11月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山県橋本市胡麻生114番地の2 永岡建設 代表者 永岡宣三	永岡建設	和歌山県橋本市胡麻生114番地の2	令和5年10月3日	第523号
和歌山市島1番地6 有限会社一陽建設 代表取締役 永岡陽子	有限会社一陽建設	和歌山市島1番地6	令和5年10月3日	第480号

和歌山市田尻198番地 有限会社日翔開発 代表取締役 藤本悠貴	有限会社日翔 開発	和歌山市田尻19 8番地	令和5年1 0月6日	第534 号
和歌山県海南市野上新467番地 武尚 代表者 奥田武志	武尚	和歌山県海南市野 上新467番地	令和5年1 0月11日	第548 号
和歌山市杭ノ瀬96番地14 モリノ住設 代表者 森野裕幹	モリノ住設	和歌山市杭ノ瀬9 6番地14	令和5年1 0月12日	第594 号
和歌山市六十谷44番地の9 ワイエム建業 代表者 湯川正隆	ワイエム建業	和歌山市六十谷4 4番地の9	令和5年1 0月13日	第544 号
和歌山市松島11番地8 佐野水道設備 代表者 佐野佐登司	佐野水道設備	和歌山市松島11 番地8	令和5年1 0月18日	第545 号
和歌山市西庄7番地の10 杉山水道設備 代表者 杉山 勤	杉山水道設備	和歌山市西庄57 5番地1	令和5年1 0月31日	第546 号

(令和5年11月9日揭示済)

**和歌山市企業局告示第36号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和5年11月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市内原923番地2 隼総建 代表者 田出 也	隼総建	和歌山市内原9 23番地2	令和5年10月 1日	第577 号

(令和5年11月9日揭示済)